

平成30年12月5日（水曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	広 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	山 田 利 夫 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	後 藤 省 治 君
11 番	富 田 栄 次 君	12 番	栗 田 利 朗 君
13 番	丹 羽 豊 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	高 橋 伸 行 君	企画調整課長	木 下 誠 司 君
税 務 課 長	中 嶋 努 君	健康福祉課長	藤 塚 康 孝 君
住 民 課 長	北 村 嘉 彦 君	建 設 課 長	山 口 哲 司 君
産 業 課 長	太 田 宣 男 君	上下水道課長	立 川 昭 雄 君
会計管理者兼 会 計 課 長	衣 斐 修 君	消 防 主 任	廣 瀬 太 佳 夫 君
教 育 課 長	和 田 満 君	学 校 教 育 課 長	木 全 豊 君
生涯学習課長	水 野 忠 宗 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 正 博	書 記	渡 部 善 充
書 記	森 田 唯		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第60号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

議第61号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

議第62号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

議第63号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

議第64号 指定管理者の指定について

議第65号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第4号）

議第66号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第67号 平成30年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第68号 平成30年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（角田 寛君） おはようございます。

これより平成30年第 5 回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から14日までの10日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、1 番 太田佳祐君、2 番 広瀬隆博君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（角田 寛君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情等 3 件、教育委員会からの報告が 1 件、監査委員からの検査結果の報告が 2 件、監査結果の報告が 2 件ありました。印刷してお手元に配付してありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第 2 議第60号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

議第61号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

議第62号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

議第63号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

議第64号 指定管理者の指定について

議第65号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第 4 号）

議第66号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議第67号 平成30年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議第68号 平成30年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（角田 寛君） 日程第 2、議第60号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてから議第68号 平成30年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

[町長 中川満也君登壇]

○町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、上程されました議第60号から議第68号までを一括して御説明申し上げます。

議第60号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、平成30年8月10日付の人事院勧告に伴います国の対応に準じ期末手当の引き上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

議第61号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成30年8月10日付の人事院勧告に伴います国の対応に準じ期末手当の引き上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

議第62号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成30年8月10日付の人事院勧告に伴います国の対応に準じまして、俸給表、勤勉手当等の見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議第63号 垂井町町営住宅条例の一部改正につきましては、老朽化している町営住宅の入居者を他の町営住宅へ入居させる際に、手続の一部を緩和し、移動の円滑化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

議第64号 指定管理者の指定につきましては、垂井町福祉事業所けやきの家の管理を行わせる指定管理者について指定するものであります。

議第65号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ7,737万3,000円を追加し、予算総額を101億3,724万2,000円とするものであります。

補正いたしますものは、職員の異動、または給与改定に伴います人件費を補正するほか、議会費では、議員期末手当に係ります職員手当等につきまして増額措置を行いました。

総務費では、総務管理費におきまして、臨時職員に係ります共済費及び賃金につきまして、減額措置をいたしますとともに、公衆街路灯、各地区まちづくりセンター及び交通安全施設の燃料費等に係ります需用費につきまして、それぞれ増額措置をいたしました。

また、県支出金の県産材需要拡大施設等整備事業補助金及び地区まちづくりセンター環境整備事業振興補助金の交付に伴います財源更正を行いました。

次に、選挙費におきまして、県議会議員選挙に係ります報酬、職員手当等、需用費、役務費及び委託料につきまして、それぞれ増額措置をいたしますとともに、土地改良区総代選挙に係ります報酬、職員手当等、需用費及び役務費につきまして、それぞれ減額措置をいたしました。

また、統計調査費におきましては、工業統計調査及び住宅・土地統計調査の指導員、調査員報酬に係ります報酬につきまして、それぞれ増額措置をいたしました。

民生費では、社会福祉費におきまして、ひとり暮らし老人等緊急通報装置の購入に係ります備品購入費を、老人福祉センター及び福祉会館の燃料費等に係ります需用費を、低所得者保険料軽減負担金の過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料を、また補装具交付費、障害福祉サービス費等、相談支援給付費等、高額障害福祉サービス等給付費及び障害福祉サービス利用者負担助成事業に係ります扶助費につきまして、それぞれ増額措置をいたしますとともに、介護保険特別会計への繰入金につきましては、減額措置をいたしました。

また、児童福祉費におきましては、障害児通所給付費等審査支払手数料に係ります役務費を、障害児施設給付等に係ります扶助費を、子ども・子育て支援交付金など、過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして、それぞれ増額措置をいたしました。

衛生費では、保健衛生費におきまして、斎場の燃料費等に係ります需用費につきまして、増額措置を行っております。

農林水産業費では、農業費におきまして、経営体育成支援事業費補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置を行っております。また、県支出金の県単独土地改良事業補助金の交付に伴います財源更正を行いました。

土木費では、住宅費におきまして、梅谷町営住宅入居者の移転補償に係ります補償、補填及び賠償金につきまして、増額措置をいたしました。

消防費では、県支出金の避難所環境整備事業費補助金の交付に伴います財源更正を行っております。

教育費では、保健体育費におきまして、給食センターの燃料費等に係ります需用費につきまして、増額措置をいたしました。財源につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金及び諸収入により収支の均衡を図った次第であります。なお、新庁舎備品購入につきましては、平成30年度から平成31年度までの債務負担行為をお願いするものであります。

次に、議第66号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,808万2,000円を追加し、予算総額を29億2,082万2,000円とするものであります。

補正いたしますものは、諸支出金では、償還金及び還付加算金におきまして、療養給付費等負担金の過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして、増額措置をいたしました。財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

次に、議第67号 平成30年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ136万1,000円を追加し、予算総額を24億3,236万1,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして、職員異動等に伴います給料、職員手当等及び共済費につきまして、減額措置をいたしました。

保険給付費では、介護予防サービス等諸費におきまして、介護予防居宅サービス給付費負担金及び介護予防住宅改修費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ増額措置をいたしました。

諸支出金では、繰出金におきまして、一般会計への繰出金につきまして、増額措置を行ったところがございます。財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

最後に、議第68号 平成30年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ438万2,000円を追加し、予算総額を3億4,638万2,000円とするものであります。

補正いたしますものは、諸支出金では、繰出金におきまして、一般会計への繰出金につきまして増額措置を行いました。財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

以上、細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） おはようございます。

私からは、ただいま上程されております議第60号から62号までにつきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議第60号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案書につきましては1ページ、及び条例の新旧対照表1ページをごらんいただきたいと思います。

本条例は、同一の条例の一部改正を2条に分けて行う方式をとらせていただいております。よろしく願いいたします。

今回の条例改正につきましては、平成30年8月10日付の人事院勧告に伴う国の一般職の給与改定に準じ、議員各位の期末手当の支給割合を年0.05月引き上げ年4.45月とし、また平成31年度以降は6月、12月の期末手当支給割合を同率とするものでございます。

それでは、条文の中身について御説明をさせていただきます。

まず、第1条による改正でございますが、第5条第2項中の期末手当の支給割合についての規定でございますが、12月分の支給割合「100分の227.5」を「100分の232.5」に改めるものでございます。平成30年度分の期末手当につきましては、12月支給分を0.05月分引き上げ、既に支給済みの6月分と合わせて年4.45月とするものでございます。

続きまして、第2条による改正でございますが、同じく第5条第2項中の期末手当の割合に

ついて、6月分の支給割合「100分の212.5」、12月分の支給割合は第1条で改正する「100分の232.5」について、いずれも「100分の222.5」に改めるものでございます。

これは、第1条で平成30年度分について12月分で0.05月を引き上げ年4.45月としましたが、31年度分の改正である第2条では、6月分、12月分とも同率の2.25月とし、年間4.45月にさせていただきます。

附則といたしまして、第1項、施行期日等の規定でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するものとし、附則第2項では、第1条の規定による改正後の条例は、平成30年12月1日から適用するものでございます。

附則第3項では、改正前に支払われております期末手当は、改正後の期末手当の内払いとするものでございます。

続きまして、議第61号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

議案書の1ページ並びに新旧対照表の2ページをごらんになっていただきたいと思います。

先ほど議第60号と同様に、この改正条例につきましても、2条に分けて行う方式をとらせていただいております。また、内容につきましても、議第60号と同じく期末手当の支給割合について、年0.05月引き上げ4.45月分とし、平成31年度以降は6月、12月分を同率といたすものでございます。

それでは、条文に入りますが、まず第1条による改正でございます。

第5条第2項の期末手当の支給割合の規定について、12月分の割合である「100分の227.5」を「100分の232.5」に改め、0.05月分引き上げ、既に支給済みの6月分と合わせて4.45月分とさせていただきます。

続きまして、第2条による改正でございます。同じく第5条第2項の期末手当の支給割合について、6月分、12月分ともに「100分の222.5」に改め、年4.45月とさせていただきます。

附則でございますが、第1項、施行期日等については、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するものとしたし、議案書は2ページ目でございますが、附則の第2項では、第1条の規定による改正後の条例は、平成30年12月1日から適用するものでございます。

附則の第3項では、改正前に支払われております期末手当は、改正後の期末手当の内払いとするものでございます。

続きまして、議第62号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表3ページをごらんください。

この条例につきましても同様に、2条に分けて行う方式をとらせていただいております。よ

ろしくお願いいたします。

改正の主な内容としましては、人事院勧告による国の対応に準じ、給料表の引き上げ改定、また勤勉手当でございますが、再任用職員以外、再任用職員ともに年0.05月引き上げを行い、平成31年度以降の期末手当について、6月、12月の支給割合を同率にするというものでございます。

それでは条文に入ります。

まず、第1条による改正でございます。垂井町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2、初任給調整手当、医療職処遇の確保のための手当の規定でございますが、第1号では医師及び歯科医に対する月額「41万4,300円」を「41万4,800円」に、第2号では、医学・歯学の専門的知識を必要とする職に対する月額「5万700円」を「5万800円」に改めさせていただきます。

次に、第20条、勤勉手当の規定でございますが、第2項第1号では、職員の勤勉手当の総額を算出するための率を、議員特別職の改正と同様0.05月分引き上げ、12月分を100分の95とし、第2号では、再任用職員についても年0.05月引き上げ、12月分を100分の47.5とする内容でございます。

第5項につきましては、準用規定の読みかえに伴い、用語の定義の範囲を明確にするための文言の整理でございます。

次に、別表第1（第3条関係）でございますけれども、行政職給料表については議案の7ページまで、新旧対照表は4ページから13ページまでのように改正するものでございます。最大で月1,500円、最小で月400円の改定でございます。

続いて、第2条による改定でございます。

第19条第2項では、6月と12月の期末手当の支給割合をいずれも100分の130とし、同率にするものでございます。また、第3項では、再任用職員も同様に6月、12月分を同率とするため、100分の72.5に改めるものでございます。

第20条第2項第1号についてでございますが、勤勉手当の総額を計算するための率が、6月分、12月分が同率となるよう、再任用職員以外の職員について100分の92.5に改め、第2号の再任用職員分については100分の45に改めるものでございます。

附則でございますが、第1項、施行期日等の規定でございます。この条例は、公布の日から施行いたし、ただし、第2条の規定につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、第1条の改正規定は、平成30年4月1日から適用するものでございます。

第3項でございますが、第1条による改正前に支給された給与につきましては、改正後の給与の内払いとみなす規定でございます。

第4項は、規則への委任規定でございます。

以上、議第60号から62号までの補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） おはようございます。

ただいま上程されました議第63号 垂井町町営住宅条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

配付資料の新旧対照表につきましては、14ページをごらんいただきたいと思っております。

耐用年数を超過した一部の老朽化著しい町営住宅の入居者の方に対しまして、耐用年数以内で、かつ耐震性を満たした町営住宅への移転を促進している現状でございます。

その際に、町営住宅の入居の手続が必要となってまいります。しかしながら、昨今の社会情勢により、連帯保証人の確保が極めて困難な状況であることに鑑みまして、町営住宅の集約化を図る上、このたび別途規則に定めるところにより、町長が特に必要と認める場合において、連帯保証人を免除することができる旨を規定するものです。

当然ながら、連帯保証人の連署が可能な入居者につきましては、従前の手続同様といたしますが、ごくごく限られた方を対象といたしまして、限定的な措置を講ずるものでございます。

本改正により、町営住宅の移転促進が円滑となり、町営住宅に入居される町民の方の安心・安全な生活が確保できるものと考えております。

それでは、改正条項の説明をさせていただきます。

垂井町町営住宅条例第10条、入居の手続につきましては、町営住宅の入居を決定した際の手続を規定しております。

第1項第1号において、町長が適当と認める連帯保証人2名の連署する請書を提出することが規定されております。

本改正によりまして、第3項から第1項まで、各1号ずつ繰り上げをいたします。

第3項に、町長は、規則で定めるところにより、第1項第1号の規定する連帯保証人の連署を免除することができる規定を追加いたします。

条例改正手続後、垂井町の町営住宅条例施行規則の改正を予定しているところですが、連帯保証人の免除の規定を追加し、町営住宅の用途の廃止による町営住宅の除却に伴い、当該町営住宅の入居者を他の入居所に入居させる場合において、町長が特に必要と認めた者とするに限られた者のみ適用を免除する旨を規定いたします。

以上、垂井町町営住宅条例の一部改正について補足説明をさせていただきました。よろしく御理解賜りますよう、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） それでは、議第64号 指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。

今回、指定管理者の指定の議決をお願いする施設につきましては、平成31年4月1日から移転し、生活介護及び就労継続支援B型へ事業移行します垂井町福祉事業所けやきの家でございます。

垂井町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づきまして、平成30年11月22日付で、社会福祉法人垂井町社会福祉協議会会長 三浦高雄より、垂井町福祉事業所けやきの家の指定管理者の指定申請書が提出されました。

申請がありました垂井町社会福祉協議会は、けやきの家の管理におきまして、既に平成18年度から13年間にわたり、指定管理者として適切に管理運営を行ってきた実績がございます。さらに今回、移転及び事業移行も踏まえ、引き続き業務を実施させることにより、当該施設に係る安定した行政サービスの提供等、事業効果等が相当に期待できることから、垂井町社会福祉協議会を選定したところでございます。

指定の期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間といたします。

よって、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） ただいま上程されております議第65号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。

説明をさせていただきます前に、本日正誤表を配付させていただきましたが、議案書4ページの第2表、債務負担行為補正に係ります期間を訂正させていただきますことにつきまして、冒頭におわび申し上げます。

それでは、御説明をさせていただきます。

議案書の第1条、今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,737万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を101億3,724万2,000円といたすところでございます。

第2項、補正いたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。お目通しをいただきたいと存じます。

それでは、細部につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

議案書の一番初めのページでございますけれども、歳入歳出予算補正の中で、先ほど第1条

について御説明を申し上げましたが、第2条について御説明をさせていただきます。

今回の補正予算には、債務負担行為の追加をお願いしております。これにつきましては、第2表、債務負担行為補正によるところでございますので、お目通しをいただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

それでは、歳出について御説明をさせていただきます。

10ページをごらんください。

款1 議会費、項1 議会費でございます。目1 の議会費の中で、節3 職員手当等においては、垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正を見通した議員報酬の増額と、議会事務局職員の異動に伴う増額で59万2,000円、節4 共済費におきましては、職員の異動に伴う4万円の増額で、合わせて63万2,000円の増額を行うものでございます。

次に、款2 総務費、項1 総務管理費でございます。目1 一般管理費につきましては、町長、副町長、そして総務課、企画調整課、会計課職員の人件費でございます。このたびの勧告に伴います給与改定及び職員の異動に係る増減等でございます。節2 給料で400万円の減、節3 職員手当等で7万8,000円の増、節4 共済費で183万4,000円の減、また臨時職員賃金として、節7 賃金500万円の減額で、合わせまして1,075万6,000円の減額でございます。

目5 財産管理費でございますが、電気料金の高騰によるものでございます。節11の需用費の光熱水費として、公衆街路灯に係る電気料金の19万円の増額でございます。また、新庁舎建設に係る工事請負費の中で、町産材の木材を活用することで、県支出金として県産材需要拡大施設等整備事業補助金の交付を受けるため、1,143万3,000円の財源を充当するものでございます。

目6 企画費でございますが、燃料費、電気料金の高騰によるものでございます。節11の需用費において、各地区まちづくりセンターのガス代、灯油代の燃料費として32万6,000円、電気料金の光熱水費として41万2,000円、合わせて73万8,000円の増額でございます。また、府中地区まちづくりセンター空調設備設置工事の中で、県支出金として、地区まちづくりセンター環境整備事業振興補助金の交付を受けるため、77万円の財源を充当するものでございます。

11ページをごらんください。

目8 交通安全対策費でございますが、電気料金の高騰によるものでございます。節11の需用費において、回転灯や日守歩道橋のロードヒーティングの電気料金10万円の増額でございます。

次に、款2 総務費、項2 徴税费でございます。目1 税務総務費は税務課職員の人件費で、職員の異動による減でございます。節2 給料で200万円の減、節3 職員手当等で160万円の減、節4 共済費で40万円の減で、合わせまして400万円の減額でございます。

次に、款2 総務費、項4 選挙費でございます。平成31年度に執行が予定されている岐阜県議会議員選挙につきましては、岐阜県選挙管理委員会の執行計画に基づき、本年度必要な経費を計上するものでございます。また、本年6月に実施した垂井町土地改良区総代選挙の精算に伴う補正を行うものでございます。

目6 県議会議員選挙費においては、節1 報酬におきまして、期日前投票に係ります投票管理

者及び投票立会人の報酬として6万1,000円、節3職員手当等におきましては、職員の時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当として33万6,000円、節11需用費におきましては、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費で6万9,000円。

12ページをごらんください。

節12役務費におきましては、通信運搬費、手数料で70万円、節13委託料におきましては、期日前投票所における労働者派遣業務委託料として7万5,000円をそれぞれ増額し、合わせて124万1,000円の増額でございます。

目11土地改良区総代選挙費におきましては、無投票となりましたので、選挙会などで使用した必要な経費を除き、減額をするものでございます。節1報酬では30万6,000円、節3職員手当等では45万5,000円、節11需用費では28万2,000円。

13ページをごらんください。

節12役務費では22万6,000円をそれぞれ減額し、合わせて126万9,000円の減額でございます。

次に、款2総務費、項5統計調査費でございます。目26基幹統計調査費の節1報酬において、工業統計調査、住宅・土地統計調査に係る取扱件数などの精算により20万1,000円の増額となったもので、この費用につきましては、県統計調査市町村委託費取扱要綱に基づき交付されるものでございます。

14ページをごらんください。

款3民生費、項1社会福祉費でございます。目5老人福祉費は健康福祉課職員の人件費で、職員の異動等に係る減と、ひとり暮らし老人等緊急通報装置の購入に係る増でございます。人件費につきましては、節2給料で300万円の減、節3職員手当等で110万円の減、節4共済費で70万円の減、また節18備品購入費で申請に基づき設置するひとり暮らし老人等緊急通報装置につきましては、本年度は既に8台設置していますが、在庫が1台となったため、3台分計上するための費用として15万円の増でございます。これらを合わせまして465万円の減額でございます。

目6老人福祉施設費でございますが、燃料費の高騰によるものでございます。節11の需用費において、老人福祉センターの灯油代の燃料費として24万1,000円の増額でございます。

目8社会福祉施設費でございますが、電気料金の高騰によるものでございます。節11の需用費において、福祉会館の電気料金に係ります光熱水費として10万4,000円の増額でございます。

目10介護福祉費でございます。こちらにつきましては、過年度分の低所得者保険料軽減負担金につきまして、精算の結果、返還金が生じたので、節23償還金、利子及び割引料において不足いたします14万5,000円を増額し、介護給付費負担金及び事務費等に係ります介護保険特別会計への繰出金につきましては、節28繰出金で385万円を減額し、合わせまして370万5,000円の減額でございます。

目11障害者福祉費でございます。こちらにつきましては、節20扶助費でございますが、補装具交付費、障害福祉サービス費等、相談支援給付費等、高額障害福祉サービス等給付費及び障

害福祉サービス利用者負担助成事業につきまして、それぞれ年度末までの支出見込みを想定しましたところ、いずれも不足が生じる見込みとなりましたことから、合わせまして6,472万6,000円の増額を行うものでございます。なお、これらの補正額のうち、補助対象額に対しまして、国庫支出金2分の1相当額及び県支出金4分の1相当額が措置されますことから、国庫支出金では3,228万1,000円、県支出金といたしましては1,614万円を増額いたすものでございます。

同じく款3民生費、項2児童福祉費でございます。目1児童福祉総務費において、放課後等デイサービスの利用者増加に伴い、障害児通所給付費等及び審査支払手数料の不足が生じる見込みとなりましたことから、節12役務費において2万円、節20扶助費において2,067万6,000円をそれぞれ増額するものでございます。また、扶助費の補正額のうち、補助対象額に対しまして国庫支出金2分の1相当額及び県支出金4分の1相当額が措置されますことから、国庫支出金では1,037万4,000円、県支出金といたしましては518万7,000円を増額いたすものでございます。また、過年度分の子ども・子育て支援交付金などにつきまして、精算の結果、返還金が生じたので、節23償還金、利子及び割引料において不足いたします376万7,000円を増額し、合わせまして2,446万3,000円の増額を行うものでございます。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費でございます。目1保健衛生総務費は住民課職員の人件費で、職員の異動等に係る減でございます。節2給料で100万円の減、節3職員手当等で70万円の減。

16ページをごらんください。

節4共済費で30万円の減で、合わせまして200万円の減額でございます。

目5環境衛生費は、燃料費及び電気料金の高騰によるものでございます。節11の需用費において、斎場の灯油代、電気料金の111万8,000円の増額でございます。

目6保健センター費は、保健センター職員の人件費で、職員の異動などに係る増額でございます。節2給料で193万1,000円、節3職員手当等で77万6,000円、節4共済費で61万円の増額で、合わせまして331万7,000円の増額でございます。

同じく款4衛生費、項2清掃費でございます。目1清掃総務費はクリーンセンター職員の人件費で、職員の異動等に係る増額でございます。節2給料で118万1,000円、節4共済費で26万円の増額で、合わせまして144万1,000円の増額でございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費でございます。目2農業総務費は産業課職員の人件費で、職員の異動等に係る増額でございます。節3職員手当等で70万3,000円、節4共済費で13万円の増額で、合わせまして83万3,000円の増額でございます。

目7農地費につきましては、米野地内排水路改良工事に対して1,000万円の県補助金が採択されたことに伴い、財源更正を行うものでございます。

17ページをごらんください。

同じく目8農業構造改善費でございます。台風21号により被害を受けた農業用ハウスの復旧

のため、2つの農事組合法人に対して補助金を交付するもので、節19負担金、補助及び交付金において130万9,000円を計上するものでございます。この補助金につきましては、県支出金として109万1,000円の特定財源を見込んでおります。

次に、款7商工費、項1商工費でございます。目1の商工総務費は産業課職員の人件費で、給与改定等のため増額するものでございます。節2給料で3万2,000円、節3職員手当等で27万3,000円、節4共済費で20万円の増額で、合わせまして50万5,000円の増額でございます。

次に、款8土木費、項1土木管理費でございます。目1土木総務費は建設課職員の人件費で、給与改定のため増額するものでございます。節2給料で5万1,000円、節3職員手当等で11万2,000円、節4共済費で1万9,000円の増額で、合わせまして18万2,000円の増額でございます。

同じく款8土木費、項5住宅費でございます。目1住宅管理費は建設課職員の人件費で、給与改定のため増額するものと、老朽化した梅谷町営住宅を用途廃止するに当たり、現在の入居者の転居を促すための費用を増額するものでございます。節2給料で9,000円、節3職員手当等で1万2,000円。

18ページをごらんください。

節4共済費で1万円の増額、また節22補償、補填及び賠償金で350万円の増額、合わせまして353万1,000円の増額でございます。

次に、款9消防費、項1消防費でございますが、目4災害対策費において、避難所に設置する消耗品の簡易トイレを28セット購入するに当たり、県補助金が採択されたことから7万2,000円の財源更正を行うものでございます。

次に、款10教育費、項1教育総務費でございます。目2事務局費は教育長及び学校教育課職員の人件費で、職員異動等のため減額するものでございます。節3職員手当等で46万8,000円の減額、節4共済費で1万3,000円の増額で、合わせまして45万5,000円の減額でございます。

同じく款10教育費の項4幼稚園費でございます。目1幼稚園費は幼稚園教諭の人件費で、職員異動等のため減額するものでございます。節3職員手当等で250万円の減額でございます。

19ページをごらんください。

同じく款10教育費の項5社会教育費でございます。目6文化会館費は文化会館職員の人件費で、給与改定のため増額するものでございます。節2給料で2万1,000円の増額でございます。

同じく款10教育費の項6保健体育費でございます。目1保健体育総務費は、生涯学習課及び朝倉運動公園職員の人件費で、給与改定等のため増額するものでございます。節2給料で2万9,000円、節3職員手当等で64万8,000円の増額で、合わせまして67万7,000円の増額でございます。

目3給食センター費は、燃料費及び光熱水費の高騰などによるものでございます。節11の需用費において、学校給食センターの重油、軽油、LPガスの燃料費や水道、電気料金の光熱水費で、合わせて113万8,000円の増額でございます。

以上が歳出の説明でございます。

次に、歳入について御説明をさせていただきます。

7ページをごらんいただきたいと存じます。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金、節9障害者自立支援給付費負担金でございます。こちらにつきましては、歳出予算の障害福祉サービス費等の増額に伴いまして3,228万1,000円の増額でございます。次に、節13障害児施設給付費等負担金につきましては、歳出予算の障害児施設給付費等の増額に伴いまして1,037万4,000円の増額でございます。

続きまして、款14県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、節13障害者自立支援給付費等負担金でございます。こちらにつきましては、歳出予算の障害福祉サービス費等及び障害児施設給付費等の増額に伴い2,132万7,000円の増額でございます。

同じく款14県支出金の項2県補助金、目1総務費県補助金でございます。こちらにつきましては、歳出で御説明させていただきました新庁舎建設に係る町産材の木材を活用する費用に対する県の補助金が交付される見込みとなりましたので、節1総務費県補助金に県産材需要拡大施設等整備事業補助金1,143万3,000円を追加、また府中地区まちづくりセンター空調設備設置工事に対する県の補助金が交付される見込みとなりましたので、地区まちづくりセンター環境整備事業振興補助金77万円の追加を行い、合わせまして1,220万3,000円の増額をするものでございます。

次に、目5農林水産業費県補助金でございます。こちらにつきましては、歳出で御説明させていただきました米野地内排水路改良工事に対する県の補助金が交付される見込みとなりましたので、節1農業費県補助金に、県単独土地改良事業補助金1,000万円を追加、また台風21号により被害を受けた農業用ハウスの復旧に係る費用に対する県補助金が交付される見込みとなったことから、経営体育成支援事業費補助金109万1,000円の追加を行うものでございます。これら合わせまして1,109万1,000円の増額をするものでございます。

次に、目8消防費県補助金でございます。こちらにつきましては、歳出でも御説明いたしました避難所用簡易トイレの購入に係る県の補助金が交付される見込みとなりましたので、節3防災設備県補助金に避難所環境整備事業費補助金7万2,000円の追加を行うものでございます。

8ページをごらんください。

款14県支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節3統計調査費委託金でございます。こちらにつきましては、歳出で御説明させていただきました工業統計調査に係る委託金2万1,000円、住宅・土地統計調査に係る委託金18万円をそれぞれ増額し、合わせて20万1,000円を増額するものでございます。次に、同じく節4選挙費委託金につきましては、歳出で説明させていただきました県議会議員選挙に係る委託金として24万6,000円を減額するものでございます。

次に、款17繰入金、項1特別会計繰入金、目2後期高齢者医療特別会計繰入金でございます。こちらにつきましては、後期高齢者医療特別会計につきまして前年度の精算を行いました結果、超過分となりました438万2,000円について、後期高齢者医療特別会計から一般会計へ繰り入れを行うものでございます。

次に、目3介護保険特別会計繰入金でございます。こちらにつきましても、介護保険特別会計につきまして前年度の精算を行いました結果、超過分となります239万4,000円につきまして、介護保険特別会計から一般会計へ繰り入れを行うものでございます。

次に、款17繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金でございます。こちらにつきましては、収支の均衡を図るため、1,543万5,000円の減額を行うものでございます。

次に、款19諸収入、項5雑入、目6雑入、節3委託金でございます。こちらにつきましては、歳出で御説明させていただきました土地改良区総代選挙に係る委託金として127万1,000円を減額するものでございます。

以上が歳入でございます。

なお、20ページと21ページには、特別職と一般職の給与費明細書を掲載させていただいておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。

次に、議案書の表紙に戻っていただきたいと存じますが、ここは先ほども申し上げましたが、第2条でございます債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によるものでございます。

4ページと本日配付させていただきました正誤表をごらんください。

新庁舎の供用開始に向けまして、新庁舎備品購入に係ります債務負担行為といたしまして、期間は平成30年度から平成31年度まで、限度額は1億3,100万円の債務負担行為をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 私からは、住民課所管に係ります議第66号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）と、議第68号 平成30年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

その前に、松葉づえの使用に当たりまして特別の御配慮をいただきました。ありがとうございました。

それでは、最初に平成30年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から説明させていただきます。

表紙でございます。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,808万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億2,082万2,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節23償還金、利子及び割引料で1,808万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。平成29年度の国民健

康保険療養給付費等負担金の額が確定したことに伴いまして、既交付額が超過となりましたので、返還をいたすものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5 ページをお願いいたします。

款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金で1,808万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。この繰越金によりまして、収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、平成30年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

表紙でございます。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ438万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,638万2,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款4諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金、節28繰出金で438万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。平成29年度におきまして、一般会計から繰り入れました事務費と保険事業費につきまして精算を行いまして、超過となりましたものを一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして5ページでございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金で438万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。この繰越金によりまして、収支の均衡を図ったものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） それでは、議第67号 平成30年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案書の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億3,236万1,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

7ページの歳出をごらんいただきたいと思います。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、担当職員の人事異動に伴いまして、充足いたします節2の給料200万円と、節3の職員手当等165万3,000円と、節4の共済費60万円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、款2の保険給付費でございますが、こちらは9月までの実績に基づきまして、本年度の見込み額を算定いたしましたところ、一部の給付費が予算額に対し不足する見込みとなりましたので、それぞれ増額をお願いするものでございます。

初めに、款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費、節

19負担金、補助及び交付金286万円の増額でございますが、これは要支援の方が自宅で訪問してもらい訪問系サービスと施設に通う通所系サービスを受けたときの給付費でございます。

次に、目3介護予防住宅改修費、節19負担金、補助及び交付金36万円の増額でございますが、これは要支援の方の自宅において、手すりの取り付けや段差の解消など、住宅改修したときに支給されるものでございます。

次に、款7諸支出金、項2繰入金、目1他会計繰入金、節28繰入金239万4,000円の増額でございますが、これは過年度における一般会計からの繰り入れの精算に伴います繰り入れ超過額を一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして、5ページの歳入をごらんいただきたいと思います。

基本的に国、県、町、被保険者など、負担についての割合が定まっておりますので、ルールに従いまして計上しております。

初めに款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分64万4,000円の増額で、給付費の20%相当分が国が負担するものでございます。

次に、款4国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金、節1現年度分9万7,000円の増額で、市町村間の保険料基準額の格差を調整するため、給付費の3%相当分が交付されるものでございます。

次に、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節1現年度分86万9,000円の増額で、第2号被保険者の保険料に当たる給付費の27%相当分が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分40万3,000円の増額で、給付費の12.5%相当分を県が負担するものでございます。

次に6ページでございますが、款9繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金、節1現年度分40万3,000円の増額で、町の負担分として給付費の12.5%相当分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、目2事務費等繰入金、節1事務費等繰入金425万3,000円の減額につきましては、職員の人事異動に伴うもので、人件費と事務費につきましては全額町の負担で一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金319万8,000円の増額で、この繰越金によりまして、収支の均衡を図った次第でございます。

なお、8ページの職員の給与費明細書につきましては、後ほどお目通しをしていただきたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第60号から議第68号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会といたします。

午前10時13分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

会議録署名議員 太 田 佳 祐

会議録署名議員 広 瀬 隆 博